

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料及び入校料の免除)</p> <p>第17条 条例第11条に規定する経済的理由によって授業料及び入校料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）<u>第8条第1項の授業料等減免対象者</u>に相当する者とする。</p> <p>2 条例第11条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(免除の額)</p> <p>第18条 条例第11条の規定に基づき免除する授業料の額は、原則として第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1とする。ただし、<u>前条第2項各号のいずれかに該当するときは</u>、授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては第1期、第2期又は第3期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第19条 <u>第17条第2項の規定に該当する場合を除き</u>、授業料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書、入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）を、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日（条例第12条第2項に規定する免除の申請にあつては、校長が別に定める期日）までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(授業料及び入校料の免除)</p> <p>第17条 条例第11条に規定する経済的理由によって授業料及び入校料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）<u>第4条第1項第2号に掲げる要件に該当する者として同項の認定を受けたもの</u>に相当する者とする。</p> <p>2 条例第11条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 法第4条第1項第1号に掲げる要件に該当する者として同項の認定を受けたものに相当する者である場合</u></p> <p>(免除の額)</p> <p>第18条 条例第11条の規定に基づき免除する授業料の額は、原則として第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1とする。ただし、<u>前条第2項第1号又は第2号に該当するときは</u>、授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては第1期、第2期又は第3期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第19条 <u>第17条第2項第1号又は第2号に該当する場合を除き</u>、授業料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書、入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）を、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日（条例第12条第2項に規定する免除の申請にあつては、校長が別に定める期日）までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 条例第11条の規定に基づく授業料及び入校料の免除を受けようとする場合 市町村長が発行する所得に関する証明書</p> <p>(2) [略]</p> <p>(免除の決定及び通知)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 校長は、<u>第17条第2項各号のいずれかに該当する者のある</u>ときは、免除する授業料の額を決定し、当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。</p> <p>(免除の決定の効力の停止及び通知)</p> <p>第21条 前条第1項の規定による授業料又は寄宿舎料の免除の決定の通知を受けた者が第17条第1項又は第18条の2第2項に規定する要件を欠くこととなったとき、第11条に規定する停学（3月未満の期間のものに限る。）又は戒告の処分を受けたときその他授業料を免除することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免除の決定の効力を停止し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。</p>	<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 条例第11条の規定に基づく授業料及び入校料の免除を受けようとする場合 <u>住民票の写し及び</u>市町村長が発行する所得に関する証明書</p> <p>(2) [略]</p> <p>(免除の決定及び通知)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 校長は、<u>第17条第2項第1号又は第2号に該当する者のあ</u>るときは、免除する授業料の額を決定し、<u>当該者又は</u>当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。</p> <p>(免除の決定の効力の停止及び通知)</p> <p>第21条 前条第1項の規定による授業料又は寄宿舎料の免除の決定の通知を受けた者が第17条第1項若しくは<u>第2項第3号</u>又は第18条の2第2項に規定する要件を欠くこととなったとき、第11条に規定する停学（3月未満の期間のものに限る。）又は戒告の処分を受けたときその他授業料を免除することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免除の決定の効力を停止し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職業能力開発校条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第17条及び第19条の規定は、令和7年度以後の年度分の授業料又は令和7年4月1日以後に入校を許可された者に係る入校料について適用する。
- 2 改正後の規則第17条第2項第3号に該当する者として令和7年度の第1期分若しくは第2期分の授業料又は令和7年4月1日に入校を許可された者に係る入校料の免除を受けようとするものについては、改正後の規則第19条第1項に規定する申請書の提出期限は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1月を経過した日とする。